

いわゆる「闇バイト」による強盗事件等から国民の生命・財産を守るための緊急対策 (「国民を詐欺から守るための総合対策」のフォローアップを含む。)

緊急対策

1 「被害に遭わせない」ための対策

- SNS等を利用した犯罪の捜査上の課題に対応するためのSNSアカウントの開設時の本人確認の強化を含む措置について検討を行うほか、事業者に対して本人確認の厳格化を要請する。
- 犯罪の発生実態等を踏まえ、防犯カメラの増設が必要な場所を整理するほか、地域社会の多様な関係者に保存期間の十分な防犯カメラの増設を働き掛けていく。
- 新しい地方経済・生活環境創生交付金については地域防犯力の強化を推奨すべき事業として明示し、地方創生臨時交付金（重点支援地方交付金）については地域防犯力の強化を推奨事業メニューとして特別に明示し、これを自治体に周知徹底することにより確実に防犯カメラの整備が行われるように支援する。

2 「犯行に加担させない」ための対策

- 「闇バイト」の募集情報の実効的な削除に資するよう、労働者の募集を行う者が広告等により募集情報を提供するときは、職業安定法に基づき、求人者の氏名又は名称・住所・連絡先、業務内容、就業場所及び賃金の表示が求められ、これらの表示がないものについては違法である旨を通知により明確化し、広く周知徹底する。フリーランスに対する業務委託の募集についても、同様の対策を講じる。
- 検討中の違法情報ガイドラインにおいて、「闇バイト」を募集することや、募集者の氏名等が含まれていない募集広告が職業安定法等に違反する旨の記載を盛り込む方向で検討を進める。あわせて、プラットフォーム事業者に対し、同ガイドラインにおける記載内容を各者の削除等に関する基準に盛り込むよう求める。
- 雇用仲介事業者に対し、「闇バイト」に関する求人情報の掲載防止のための取組内容を確認し、必要に応じ、事前審査の厳格化を始めとした防止措置の強化など指導等を行うとともに、業界団体においても「闇バイト」に関する求人情報の掲載防止のための取組を推進する。
- 若者に訴求力の高い著名人にSNS上に「闇バイト」等の危険性等について投稿を要請するほか、ターゲティング広告やアドトラックの活用等、その他の媒体や方法の拡充を図る。
- インターネット上の違法情報の削除要請を行うインターネットホットラインセンターの体制の更なる増強に取り組む。

3 「犯罪者のツールを奪う」ための対策

- 個人情報悪用する事業者等に対して、個人が個人情報を提供する事例も見受けられることから、警察からの情報提供を踏まえ、個人情報に係る規律を周知するなど、国民が自らの個人情報を適切に取り扱うための広報啓発を更に推進する。
- 「闇バイト」等による強盗事件等の捜査においては、被害金の追跡を行うに当たって、金融機関に照会を行う必要があるところ、金融機関への照会・回答の迅速化を図る。

4 「犯罪者を逃がさない」ための対策

- 現行法の範囲内で実施可能な仮装身分捜査の在り方を検討し、ガイドライン等で明確化した上で、早期に仮装身分捜査を実施する。
- 警察におけるサイバー犯罪対策部門の更なる体制強化、各種装備資機材の充実強化、幹部警察官や技術系職員を含む警察職員に対するサイバー教育の更なる充実強化に取り組むほか、更なる情報技術解析の高度化に向け、外国機関との連携等を行う。
- 諸外国の例を参考にしたインターネットサービスの悪用の実効的排除に資する法制度の調査・検討を行う。
- 海外事業者の日本法人窓口の設置の働きかけなど情報提供の迅速化のための環境整備を行う。

いわゆる「闇バイト」による強盗事件等から国民の生命・財産を守るための緊急対策 (「国民を詐欺から守るための総合対策」のフォローアップを含む。)

フォローアップ

1 「被害に遭わせない」ための対策

- 多様な媒体を活用した被害防止に資する情報発信

⇒ **X、YouTube、Yahoo!、Smart Newsにおいて、特殊詐欺や犯罪実行者募集に係るターゲティング広告を実施。**

2 「犯行に加担させない」ための対策

- 犯罪実行者募集投稿に対する

- ・ 返信（リプライ）機能を活用した投稿者への迅速な個別警告

⇒ **3,922件の個別警告（令和6年4月～11月）**

- ・ **インターネット・ホットラインセンターによるSNS事業者への削除依頼**

⇒ **3,467件が削除（令和6年4月～11月）**

を実施

- サイバー空間からの違法・有害な労働者募集の排除

⇒ **雇用仲介事業者に対し、違法・有害な募集情報の掲載防止のための措置、掲載されていることを発見した場合における迅速な削除等を要請するとともに、事業者が違法・有害な募集情報を放置した場合には労働局による指導・監督の対象となり得ることを周知。**

- 青少年をアルバイト感覚で犯罪に加担させないための教育・啓発

⇒ **全ての大学等に闇バイト等で学生が犯罪に加担することがないように、学生向けの周知啓発の取組を求める通知の発出を行うとともに、児童生徒に対しても、非行防止教室や防犯指導を実施。**

⇒ **犯罪実行者に応募した者が犯行実行前に踏みとどまれるよう、警察による保護と実行前の相談を呼びかける動画を発信し、11月末時点で125件で保護。**



出典：首相官邸 SNS（X、YouTube等）

3 「犯罪者のツールを奪う」ための対策

- 闇名簿対策

⇒ **名簿屋等の事業者における個人データの取扱いについて、大量の個人データが不正に持ち出され、名簿業者に売却された事案については、立入検査を実施し、個人情報保護法違反が認められたため、売却先に指導等を行うとともに、虚偽報告を行った業者に対して刑事告発を実施。**

⇒ **令和6年6月～11月に立入検査2件、指導等2件（うち1件は刑事告発）を実施。**

- 携帯電話契約時の本人確認の実効性確保に向けた取組

⇒ **携帯電話契約時の本人確認方法等について、偽変造された本人確認書類による不正契約等を防ぐ観点から、本人確認書類の写しを用いた非対面の方法を廃止する等、見直しの方向性に係る意見募集を実施したところ。その結果等を踏まえ、制度改正を予定。**

4 「犯罪者を逃がさない」ための対策

- SNS事業者における照会対応の強化

⇒ **SNS事業者に対し、捜査の迅速化の観点から、照会対応体制の拡充等を要請した結果、被害者との連絡ツールとして利用されていたSNSを運用するSNS事業者との間で、より迅速・合理的な照会方法について合意し、運用を開始。**

- 「闇バイト」関連の強盗等事件の取締り

⇒ **令和6年8月～11月までに1都3県において発生した「闇バイト」との関連が疑われる一連の強盗等事件19事件について、17事件・46人を検挙（12月5日時点）。**